(素案)

合志市自治基本条例 推進アクションプラン (第 2 次)

(平成28年度~平成32年度)

平成 年 月 熊本県合志市

合志市自治基本条例推進アクションプラン策定の趣旨

平成22年4月1日に合志市の自治の基本理念やそれを実現するための諸制度を定めた「合志市自治基本条例」が施行されました。また、平成23年2月4日には、この自治基本条例の運用状況を確認し、参画および協働によるまちづくりに関することについて調査、審議することを目的とした「合志市自治基本条例推進委員会」が設置されました。

このような中、この自治基本条例を着実に推進していくことを目的として、条例に基づいて取り組むべき内容及びそのスケジュールをまとめた「合志市自治基本条例推進アクションプラン」を平成23年12月に策定しました。

その結果、市議会本会議のインターネット中継配信、各種審議会、委員会等における委員の公募基準及び会議録等公表基準の制定、まちづくり事業提案制度の制定などの取組みを実施してきました。

しかしながら、市民の条例への認知度、地域や職場での行事への参加など市民への 周知・啓発、参画と協働のための課題が残されています。

このたび、自治基本条例に規定された事項を具現化するため、第2次アクションプランを策定し、平成28年度から平成32年度までの進行管理を行っていきます。

目 次

1.	条例の位置づけ (第2条関係)	1
2.	市議会の責務 (第9条関係)	2
3.	市の執行機関の責務 (第11条関係)	3
4.	総合計画(第15条関係)	5
5.	組織づくり(第16条関係)	6
6.	総合的な行政サービス(第17条関係)	7
7.	情報共有及び説明責任(第18条関係)	8
8.	個人情報保護(第19条関係)	9
9.	市民の要望の取扱い(第20条関係)	10
10.	行政手続(第21条関係)	11
1 1.	公益通報(第22条関係)	12
12.	行政評価(第23条関係)	13
13.	財政運営及び公表(第24条関係)	14
14.	参画及び協働の原則(第25条関係)	15
15.	参画機会の充実(第26条関係)	16
16.	審議会等への参画(第27条関係)	17
17.	コミュニティ活動(第30条関係)	18
18.	合志市自治基本条例推進委員会の設置等(第31条関係)	20
19.	合志市自治基本条例の見直し(第32条関係)	21
2.0	自治基本条例の周知・啓発	22

1. 条例の位置づけ(第2条関係)

1. 条例の位直つけ(第2条関係)	
条 文	解説
(条例の位置付け)	・この条例は「自治の基本事項」を定めた市の最高
第2条 市民の参画と協働によりつ	規範であり、国の憲法に相当するものであることを
くられたこの条例は、本市の自治	示しています。
についての最高規範であり、他の	・この条例は、市民で組織した自治基本条例検討懇
条例、規則等は、この条例の趣旨	話会が条文を練り、市民検討会で補強し、市長へ提
を最大限に尊重するものとしま	言された草案を、行政で更に検討後、議会へ提案し、
す。	議会が審議・議決して制定されました。このことを
2 市議会及び市の執行機関は、他	「市民の参画と協働によりつくられた条例」と表現
の条例、規則等の制定、改廃及び	しています。
各種行政計画等の策定及び見直し	・他の条例等の制定、改定や各種行政計画の策定・
に当たっては、この条例に定める	見直しにあたっては、最高規範である自治基本条例
事項との整合を図り、体系的に整	を尊重することを定めています。
備するよう努めます。	・最高規範である自治基本条例を基に、個別条例は
	体系的に(序列化を考慮し)整備するよう努め、必
	要であれば分野における上位の基本条例を制定す
	ることを示しています。

	T					
担当課	総務課	関	係課	全課		
現 状	① 自治基本条例については、職員説明会やシンポジウム開催などにより 周知を図ってきました。日常業務レベルにおいて、自治基本条例を意識 している職員は、少ないように見受けられます。② 起案文書様式に自治基本条例についてのチェック項目を設け、自治基 本条例を意識した業務改善を行なっています。					
課題		① 自治基本条例の制定については職員全員が知っていますが、各条文についての理解を更に深めていく必要性があります。				
今後の取り組み	① 自治基本条例の内容は、職員として当然心がけるべきことであり、折に触れて注意を喚起し、認識の向上を図るよう努めます。具体的には、会議での発言や資料配布、新着情報での職員周知、総務課での例規関係合議の際などに自治基本条例の条文を引用することなどとなります。					
	H28	H29	H30	H31	H32	
	職員に対	対する周知啓発	: (随時) •	業務改善実施		
取り組み						
スケジュール					V	
	特記事項					

2. 市議会の責務(第9条関係)

条 文	解説
(市議会の責務) 第9条 市議会は、前条の役割を果 たすとともに、情報を速やかに公 開し、分かりやすく市民に説明す ることで、開かれた議会運営に努 めます。	・第9条は、前条で示された市議会の役割を果たすことが責務であることを明らかにし、情報公開と開かれた議会運営を図ることを責務として表しています。 ・情報の公開は、市民の市政への参画の前提条件になることから、市議会の活動状況について、情報を速やかに公開し、分かりやすく市民に説明することで、開かれた議会運営に努めることを責務として明記しています。

担当課	議会事務局		関係課			
現、状	 ① 毎定例会の開会前に「定例会の日程、一般質問の内容」等をホームページに掲載するとともに、両庁舎ほか支所等各公共施設においても掲示を行なっています。また閉会後すぐに審議結果をホームページに掲載しています。 ② 「議会だより」を年4回発行し、本会議における論議の内容を住民に分かりやすく伝えられるよう努めています。 ③ 会議録のホームページ掲載を行なっています。 ④ 本会議のインターネット中継配信(生中継と録画中継)を実施しています。 ⑤ 毎月の議会関係の会議等日程をホームページでお知らせしています。 ⑥ 議会報告会を開催しています。 ⑦ 開かれた議会運営に関しては、議会運営委員会を中心に協議していします。 					
課題	①議会に関する情報について、市民に関心を持っていただけるよう、分か りやすい公開方法を更に検討する必要があります。					
今後の取り組み	① 引き続き、 す。	議会に関する	る情報を積材	∞的に分かり	やすく公	えしていきま
	H28	H 29	H3) Ι	⊣ 31	H32
取り組み スケジュール		必	要に応じて、	検討・協議		
	特記事項					

(市の執行機関の責務)

- 第11条 市の執行機関は、すべて の業務について、市民の信頼を得 られるよう、誠実かつ迅速に対処 します。
- 2 市の執行機関は、市民の意見を 適確に把握し、最少の経費で最大 の効果を発揮できるよう、将来を 見据え、安定した財政運営を行い ます。
- 3 市の執行機関は、市民の権利と 責務が実現できるよう、参画の機 会を拡充するとともに、市民から 出される意見及び提案に対して総 合的に検討し、その結果について 説明責任を果たします。
- 4 市の執行機関は、本市の目指す べき方向性及びまちづくりの理念 を定めて、分かりやすい方法で広 く市民に示します。

解 説

- ・市の執行機関が取り扱う全ての業務は、市民から 信頼されるに値するものでなければならないとい う根本的な原理を責務として定めています。
- ・第2項は、市の執行機関が、将来にわたる安定した財政運営を行うことを責務としています。財政運営については、市の執行機関の責務が重要で、最も大切な部分であるという認識、また地道な取り組みによって成果や改善が求められることから、市の執行機関の責務として定めています。
- ・第3項は、第2章に定める市民の権利と責務が実現できるよう、市の執行機関が対処にあたる姿勢を 青務として表しています。
- ・市の執行機関は、市民のまちづくりへの参画機会を拡充するという責務に加え、市民がまちづくりに参画する過程で提出する意見や提案に対して、本条第1項に基づいて対処し、総合的な検討を行い、その結果どう取り扱ったのか、市の考え方を示すことで、市の執行機関の説明責任を果たすことを責務としています。
- ・第4項は、市の執行機関がまちづくりの方向性や 理念を定めて市民に示すことを責務として表して います。
- ・第5条第3項の市民の責務を果たしてもらうため、市の執行機関は、まず市のめざすべき方向性やまちづくりの理念を定めて、広く市民に示すことが必要であることから責務として表現しています。
- ・「市のめざすべき方向性やまちづくりの理念」については、地方自治法第2条に基づいて、市の執行機関が総合計画「基本構想、基本計画、実施計画」として策定しますが、策定した方向性や理念について、分かりやすい方法で市民に示すことを、責務としています。
- ・「分かりやすい方法」とは、市のホームページや 広報紙、などの手段の活用及び検討に加え、示す際 の内容の工夫、また市政座談会や説明会、出前講座 などでの直接説明などが考えられます。

担当課	財政課・企画課	関係課	全課
現 状	行ない、平成35年までの ② 市民の参画機会として、 実施し、結果については 関係)	計画を策定 パブリック 必要に応じ	平成27年10月に財政計画の見直しを しました。(第2項関係) ウコメントや市政への提案箱設置を て公表を行なっています。(第3項 でも具体的取り組みを記載していま

	念」を定め 総合計画に 一ジに掲載 ※第23条 ④ 平成23	計画(平成 2 8 ています。 ついては、概要 しています。(「行政評価」の 年11月に「合記 充実を図ってい	版を作成し全戸 第4項関係) 中で総合計画の 5市まちづくり	。 配付、市広報約 D進行管理を行	低、市ホームペなっています。	
課題	①平成27年度に普通交付税の合併算定替が終了し、平成32年度の一本算知に向かって平成28年度から段階的に減額が行なわれ、今後ますます厳しい財政事情となることが予測されるため、これまで以上の自主財源の研保と、歳出の抑制が必要となります。(第2項関係) ②合併特例債も平成32年度までと期間延長になり、必要な行政水準を確保するためには、一定の起債借入れは必要になるので、将来の償還を考慮したバランスのよい財政運営を行なう必要があります。(第2項関係) ③年度によって生じる財源の不均衡(法人市民税の増減等)を調整するために設置している財政調整基金は、合併当初の約16億円から約37億円(平成26年度末)へ増えていますが、今後、交付税の減額や大規模事業の実施などにより毎年度の予算編成において、取り崩しを行なう必要が予測され、基金総額の減少が課題となります。(第2項関係) ⑤人口増加と高齢化に伴い増えていく扶助費や人件費・物件費などについて、今後どの程度抑制していくかが課題です。 ⑥公共施設の老朽化が進んでおり、計画的な維持補修や更新による財政負担の平準化が必要となります。(第2項関係) ⑦ 社会保障費、特に扶助費等の増加による財政の硬直化が懸念されます。(第3項関係)					
今後の取り組み)見直しを適時イ 事業提案制度 <i>0</i> 係)				
	H28	H 29	H30	H31	H32	
					N	
	財政計画等の見直し(随時)					
取り組み		3	安定した財政運営 	i	/	
スケジュール						
		まちづく	くり事業提案制度	変の運用		
	特記事項	<u> </u>		I	l	

4. 総合計画(第15条関係)

担当課	企画課		関係課	施策別の主管課・	関係課
現 状	 ① 市総合計画は、平成27年度に、平成28年度から平成35年度までを計画期間とした第2次基本構想と平成28年度から平成31年までを計画期間とする第1期基本計画を策定しました。 策定にあたっては、市民の意見を反映するため、市民ワークショップやパブリックコメントの実施、市総合政策審議会への諮問を行ないました。 ② 個別計画を策定する場合の手法(スケジュール等)について、平成24年12月から統一を図りました。 				
課題	① 新総合計画策定により、個別計画も整合性を図る必要があります。				
今後の取り組み	① 今後も各部署で策定している個別計画について、総合計画との整合性を図っていきます。				
	H28	H29	H30	0 H31	H32
取り組み スケジュール	特記事項	総合計	画と個別計[画の整合性確保	

5. 組織づくり(第16条関係)

条 文	解 説
(組織づくり) 第16条 市の執行機関は、総合計画を実現するため、法令、条例、規則及び予算に基づき、各種の事務及び事業を適正かつ適に執行するための組織体制を整備します。 2 市の執行機関は、市政の課題に適確にこたえることがであるに、効率的な組織運営を行います。	・第16条は、市政運営をすすめるにあたって、市民にあかりやすく、執行側からは効率的組織がでいて定めています。・組織がではなく、「総合計画を実現するため、」とのではなく、「総合計画を実現するため、」とのではないの課題解決に可いて、法令、条例、規則、予算にも適確である各種の事務や事まを適正かるものである名種の事務や事まを定めるもので、またできる組織を書きるとを定めるものでできる組織を書きるともできる場合でである。との課題が、市の執行機関は、まちづくりの課題解決にできる知識というできる知識というでは、まちできる知識というでは、またできる知識というでは、またできる知識というでは、またできる知識というでは、またできる知識というでは、またできる知識というでは、またできる知識というでは、またできる知識というでは、またできる知識というでは、またできる知識というでは、またできる知識というでは、またできる知識というでは、またできる知識というでは、またできる知識というでは、またできる知識というでは、またできる知識というでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またいいまでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、ま

担当課	総務課		関係課	全課		
現状	① 組織体制については、住民に分かりやすくきめ細やかな行政サービス、業務の適正で的確な執行ができる組織づくりのため、継続的に検証・見直しを行なっています。 ② 職員育成については、平成22年2月に策定した「合志市職員人材育成基本方針」に従い、階層別また専門テーマによる、講師を招いての庁内研修会の実施、外部研修機関が開催する研修会・講座等の受講を行なっています。					
課題	① 地方分権による権限移譲や地域主権、また社会情勢などによる業務内容の変化に柔軟な対応ができる組織づくりが必要であるが、それに伴う業務量の増加により、職員一人あたりの負担が増す状況であります。 ② 職員育成についても同様に職員に求められる資質の多様化に対応していく人材、権限移譲や地域主権に対応していくためのより専門性の高い人材の育成が必要です。また、限られた財源を有効に活用するため、事務の効率化を図り、積極的に改善・改革に取り組む職員育成も必要であるが、より効果的な研修の実施内容について苦慮しているところです。					
今後の取り組み	 ① 庁舎のあり方、または社会保障・税番号制度導入に伴う窓口業務改善についての検討結果を踏まえ、良好な組織づくりを図るとともに、ワンストップ・サービスの導入や更なる民間委託の活用等によってサービスの向上と効率化の向上を図ります。 ② 現在、実施している庁内研修会開催、外部機関研修会の受講を継続しながら、研修内容の見直し、また専門能力を養成する研修の充実を図ります。 					
	H28	H 29	H3	O H31	H32	
	継続的な組織体制の検証・見直しの実施					
取り組み スケジュール	継続的な職員育成					
	特記事項					
	刊品学供					

6. 総合的な行政サービス (第17条関係)

条 文	解 説
(総合的な行政サービス) 第17条 市の執行機関は、自治の 基本理念に基づき、組織の横断的 な連携を図り、市民のニーズに適 確に対応した総合的な行政サービ スを行います。	・第17条は、総合的な行政サービスについて定めています。 ・この条文には、自治の基本理念である、市民主権、人権の尊重、情報の共有、より良い環境への配慮、子育てを視点とした参画と協働、自立した自治体経営を常に意識し、効率的、効果的な行政サービスを継続的に行ってほしいとの思いが込められています。 ・効率的、効果的な行政サービスを継続的に行うためには、従来から指摘されている縦割り行政から脱却し、全ての部署が横断的に連携することが必要であるとの思いが「組織の横断的な連携を図り」という表現に込められています。

2回の庁議により職						
① 月2回の庁議により職員の情報の共有化を図っています。② 建設関係と上下水道関係の工事を同時期に発注しています。③ 全庁的に取り組む事業の対応については担当課が中心となり全課で対応しています。						
① 新しく国・県の事業を実施する際に、担当課が決定するまで時間を要する場合があります。						
① 組織の横断的な連携を図るために、庁議や内部の各種検討委員会等を 充実していきます。 ② 政策推進本部設置要綱に基づいた課題別部会の設置を必要に応じて行 ない、組織の横断的連携を図ります。						
H28 H29	H3) H31	H32			
取り組み スケジュール 必要に応じて、課題別部会の設置 特記事項						
	しています。 しく国・県の事業を 場合があります。 織の横断的な連携を 実していきす。 策推進本部設置要綱 ハ、組織の横断的連携 ・ 大部・大部・大部・大部・大部・大部・大部・大部・大部・大部・大部・大部・大部・大	しています。 しく国・県の事業を実施する際に 場合があります。 織の横断的な連携を図るために、 実していきます。 策推進本部設置要綱に基づいた記 ハ、組織の横断的連携を図ります ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	しています。 しく国・県の事業を実施する際に、担当課が決定する 場合があります。 は織の横断的な連携を図るために、庁議や内部の各種が実していきます。 な策推進本部設置要綱に基づいた課題別部会の設置を必 い、組織の横断的連携を図ります。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			

7. 情報共有及び説明責任(第18条関係)

条 文	解 説
(情報共有及び説明責任) 第18条 市の執行機関は、参画及 び協働のまちづくりを推進するかい、市民に分かりやする情報を公開し、 情報を共有します。 2 市の執行機関は、事業の企当たび 無に、必要に応じその必要に必要に必要に必要に必要に必要に必要に必要に必要に必要に必要に必要に必要に必	・第18条は、情報共有と説明責任について定めています。 ・第4条自治の基本理念の第3号情報の共有及び、第6条市民の責務及び権利の第2項情報公開の権利の規定に対し、市の執行機関の姿勢や取り組みについて定めた条文です。 ・「市政に関する情報」には、情報を公開していること自体を広く市民に知らせるともに、市のに関する情報」には、情報を公開しているの地では事が生じることになった理由や原因なます。 ・「市民に分かりやすく公開し」には、ど一ジの情報が公開されているかを、例えばホームページの情報が公開されているかを、例えばホームページの情報を広報でこの情報の詳しい情報はHPのどのようにあるなど、情報を公開していること自体を広ます。

担当課	総務課・企画	課	関係課	全課			
現 状	 ① 合志市情報提供の推進に関する要綱により、合志市ホームページや広報こうしへの掲載、情報公開コーナーや担当課等における閲覧、案内文書、パンフレット、リーフレット、刊行物その他印刷物の配布、有償刊行物(ビデオテープ、カセットテープ等を含む。)の頒布等により市政に関する情報提供を行なっています。 ② 各種計画の策定については、市民への説明会開催等により、その必要性や計画内容を説明しています。 ③ 各種審議会、委員会等における会議録等公表基準を平成24年10月に定めました。 						
課題	① 市政に関す 必要がありま		いて、市民に	こ分かりやすい公開:	方法を検討する		
今後の取り組み	① 各種審議会、委員会等における会議録等について、積極的な情報提供 を行ないます。 ② 引き続き、市政に関する情報を積極的に分かりやすく公表していきま す。						
	H28	H 29	H3	O H31	H32		
取り組み スケジュール	特記事項	会議	録等公表基準	こよる情報提供 「報提供			

8. 個人情報保護(第19条関係)

条 文	解 説
(個人情報保護) 第19条 市の執行機関は、市民の基本的人権を擁護し、信頼される市政を実現するため、個人情報を適正に管理し、その利用、提供等に関し適切な保護措置を講じます。	・第十十十二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十

		1				
担当課	総務課・企画課	関係課	全課			
現 状	1 合志市個人情報保護祭ます。 ② 新人研修や文書管理主を行なっています。 ③ 平成24年度より上下がうため、個人情報保護等である。 ④ 職員研修やネットワー説明を行なっています。 ⑤ 電子機器を利用した個リシーにより運用してい	任者研修で係 道料金に係る 審査会に諮問 ク推進委員会	固人情報保護の重要性 る債権管理について見 し平成23年8月11日1 会で個人情報保護の重	生について説明民間委託を行なこ承認を得まし		
課題	① マイナンバー制度や情の認識統一がいっそう			服保護への職員		
今後の取り組み	① 必要に応じて適宜、総務課が相談に対応していきます。② 職員のための個人情報・情報セキュリティハンドブックを活用し、定期的な職員研修の継続実施により個人情報保護に努めます(新人研修、文書管理主任者説明会など)。③ 引き続き合志市情報セキュリティポリシーによる個人情報保護を行なっていきます。					
	H28 H29	H3	0 H31	H32		
	職員研修	(定期・随時)・	各課からの相談対応の継	続		
取り組み				$\uparrow $		
スケジュール	·= ·					
	特記事項	I	l	///		
		· O -				

9. 市民の要望の取扱い(第20条関係)

条 文	解 説
(市民の要望の取扱い) 第20条 市の執行機関は、市民の意 見及び要望に対し、その経過、結果 等を記録し、必要に応じて公開する ことで、透明性の高い市政運営を行 います。	・第20条は、市民の要望の取り扱いについて定めています。 ・市の執行機関に寄せられる意見や要望への対応について、市の執行機関の基本的な姿勢について示しています。 ・対応にあたる職員一人ひとりが、第3条の自治の基本理念にのっとり、市の責務(第4章)を理解したうえで、迅速かつ誠実に対応し、対応に当たっては、一方に偏らず平等で、公共の利益を考えることはもちろん、スピード感を持ち、真心を込めて対応することが求められています。

担当課	総務課		関係課	全課		
現状	合志市に対する要望等の処理に関する要綱に則り各課で受付をし、要望等検討委員会での検討が必要な場合は総務課へ連絡し処理することとなっています。 各区(自治会)からの意見や要望は区長を通じ要望書として受理し、3箇月ごとに開催する嘱託員(区長)会議でその取り扱いや進行状況について報告しています。 総合案内への苦情等についても要綱に則り処理を行なっています。 要綱には要望等の様式の定めがないので、口頭受信簿等を活用し、要望・苦情等の記録を残しています。					
課題	① 個人からの要望・苦情等についての対処方法や相反する要望・苦情等の処理についてどうするのかが課題です。② 各区(自治会)に加入していない市民からの要望が増加しています。③ 要望・苦情と市政への提案の処理基準が明確ではない状況です。					
今後の取り組み		理に関する要	要綱と市政/	っていきます。 への提案箱設置事業員 を明確にします。	実施要綱の整合	
	H28	H 29	H30) H31	H32	
取り組み	要望・苦情・提案の明確な処理					
スケジュール	各区(自治会)への加入促進					
	特記事項		1	1		

10. 行政手続(第21条関係)

条 文	解 説
(行政手続) 第21条 市の執行機関は、市政運営 における公正の確保と透明性の向上 を図り、市民の権利と利益を保護す るため、行政手続に関して必要な事 項を別に条例で定め、適切に運用し ます。	・第21条は、行政手続について定めています。 ・行政手続とは、法に基づいて、自治体が行う、 処分や決定に関する手続きや手順をいいます。 ・本市においては、申請に対する処分や不利益処 分の手続き、行政立法(命令等)制定時における 意見公募の手続きや行政指導について、市行政手 続条例を定め、公正の確保と透明性の向上を図り、 市民の権利と利益の保護に努めています。

担当課	総務課		関係課	全課		
現状	① 合志市行政 ② 不利益処分 を実施しまり 現時点ではる ん。	たついて、 した。	具体的な業績	务ごとに個	票を作成し	、職員説明会
課題	などは当然の	できること・フ	下服申立て・ 、徹底してし	不服申立いかなけれ	て機関を文 ばなりませ	その教示(不服書で明示する) そん。各部署で、
今後の取り組み	① 適用事例が 活用し、適切 す。					常的に個票を 言していきま
	H28	H 29	H30)	H31	H32
取り組み		各課への指導	・助言・相談	対応の継続	実施	
スケジュール	特記事項					

11. 公益通報(第22条関係)

条 文	解 説
(公益通報) 第22条 市の執行機関は、適正な市市政運営を確保し、公益のため、市政のため、市政のため、市対のと思われる行為などに対した。 違法と思から行われる通報を受る連議を指し、当該公益にときの体制を整備し、当該公益にととるである。 を行った利益ないを受けていよう適切に保護します。	・第22条は、公益通報に伴う通報者(市職員)の保護について定めています。 ・公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等や、公益通報に関して、公益通報者保護等を図ることを目的として、公益通報者保護法が制定されています。 ・公正な社会を実現するという公益のために必要な条文として、あえて市政の運営のなかで明記しました。 ・「違法と思われる行為などに対し」の条文には、結果だけではなく、起ころうとしている事実や不利益につながるような出来事も含みます。 ・「市の職員等」には市の付属機関の各種委員等も含まれています。 ・市の執行機関としては、この規定に基づき、通報を受ける体制を整備することになります。

担当課	総務課		関係課	全課		
現状	① 平成 23 年 4 月 1 日に合志市職員等公益通報者保護要綱を施行しました。 ② 現時点で適用事例はありません。					
課題	① 要綱について、全職員に対する周知徹底が必要です。					
今後の取り組み	① 適用事例が発生しないことが最善ですが、対象となりうるケースがある場合は、職員の権利擁護のために十分な説明と周知を行なっていきます。					
	H28	H 29	H30) H31	H 32	
		職員	へ の周知と相	談対応の継続実施		
取り組み スケジュール						
	特記事項					

行政評価(第23条関係)

条 文 解 ・第23条は、行政評価について定めています。 (行政評価) ・第15条で示したまちの最上位の計画である総合計 第23条 本市の行政評価は、総 画の達成に向けて、行政評価システムを行政経営の手 合計画の進行管理を行うための 段(仕組み)として、市民との情報共有を含めた、協 仕組みであり、計画に掲げる目 標の達成状況及び成果を検証 働によるまちづくりをすすめるための共通の道具とし し、及び評価し、その結果を次 のより良い企画、計画立案及び て活用していくことを条文として定めました。 ・総合計画の進行管理を行うための仕組みとしての行 改善に結び付けることを基本と 政評価システムを、経営のための手段と位置付け、今 します。 後も運用していくことを担保しています。 ・行政評価を活用するなかで、アンケート調査や市政 2 市の執行機関は、参画及び協 座談会、総合政策審議会での審議やマネジメントシー 働を進める共通の仕組みとして トを活用した市民と職員、議員との意見交換などによ 行政評価を活用します。 り市民の意見を聞き、次の改革・改善に活かしていく ことも経営の中に含まれます。

担当課	企画課	関係課	施策別の主管課・関	関係課		
現状	① 総合計画における各対 分析し評価を行ない、 見をいただき、次年度 クルで進行管理を行な ② 毎年、各施策の評価領 一ジで公表しています ③ 各事務事業について、 で公表しています。	評価結果につ 経営方針へ反 っています。 結果として施 。	いて議会と市総合政策 映させることにより 策マネジメントシー	策審議会から意 、PDCAサイ トを市ホームペ		
課題	① 施策については、内部評価後、外部評価を実施していますが、事務事業の外部評価については平成23年度~平成26年度まで事務事業検証会で検証を行いましたが、一通りの検証を終えたことから事務事業検証会を平成27年度で廃止しており、違う形での検証を検討する必要があります。					
今後の取り組み	① 引き続き施策評価を記念 事務事業において、新					
	H28 H29	H3	0 H31	H32		
取り組み スケジュール	参画・協働	かのための行政	評価・事業仕分けの実	美施		

13. 財政運営及び公表(第24条関係)

条 文	解 説
(財政運営及び公表) 第24条 市の執行機関は、将来にわたっ て健全な財政運営を持続するため、総合 計画及び行政評価と連動した財政の仕組 みを確立し、本市の財政運営に関する情 報について、市民に分かりやすく公表し ます。	・第24条は、市の財政運営とその公表について定めています。 ・将来にわたって健全な財政運営を持続するため、身の丈に合った財政計画を立て、総合計画及び行政評価システムと連動し、計画の実施は財政計画の範囲内で行うこととする仕組みづくりを求めています。 ・財政情報に関する情報は、広報やホームページなどを使い、市民が分かりやすく、理解できるような工夫をして公表するよう定めました。

担当課	財政課・企画課		関係課	全課				
現状	① 行政評価システムと財務システムを連動し、総合計画に沿った予算編成を行なっています。② 予算・決算等に関する財政情報は、適時市広報紙やホームページ等で公表しています。							
課題	① 法令に沿った公表は行なっており大きな課題はありませんが、平成29 年度(平成28年度決算)から新地方公会計(全国統一的な基準による財 務書類等の作成)による公表を行なっていくことになります。							
今後の取り組み	① 引き続き適正な財政状況を維持するため、財政計画を基本とし、総合計画と行政評価に連動した予算編成と適正な執行を行ないます。 ② 引き続き財政状況の公表を行なっていきます。							
	H28	H 29	H30) Н31	H32			
取り組み スケジュール	特記事項	総合計	画と行政評価 財政状況	に連動した予算編成 との公表	t de la constant de l			

14. 参画及び協働の原則(第25条関係)

条 文	解 説
(参画及び協働の原則) 第25条 市民、市議会及び市の執行 機関は、自治の基本理念にのっとり、 お互いの知恵と力を出し合い、参画 及び協働によるまちづくりに取り組 みます。	・第25条は、まちづくりにおける参画と協働の原則を定めたものです。 ・第3条で定義した「参画」と「協働」がスムーズに行われるために、自治の主体者である、市民、市議会及び市の執行機関がまちづくりという同じ目標に向かって、お互いを高め合い、協力しながら取り組むことを示しています。 ・参画及び協働のためには、本条例の前文で示す情報の共有が前提であり、第5章市政の運営の第18条でも情報を共有し説明責任を果たすことが規定されており、「参画及び協働の原則」には欠かせないものであることは言うまでもありません。

担当課	企画課		関係課	全課			
現状	① 各区(自治会)では、環境美化作業、ごみステーションの管理や公園管理など協働により取り組んでいます。② 各地域では地域防犯パトロール、地域での子ども見守りなど協働により取り組んでいます。						
課題	① 参画及び協働によるまちづくりへの取り組みについて、細部にわたる 具体的な整理ができていない状況です。						
今後の取り組み	① 市民、市議会及び市の執行機関が共通理解を持ち、スムーズに参画・協働が行なえるよう「参画と協働のガイドライン(仮称)」を作成し、ガイドラインに沿った推進を行ないます。						
	H28	H 29	H3	0 H31	H32		
取り組み スケジュール	ガイドライン の制定 特記事項	(仮称)	ガイドライン	(仮称)に沿った参画	・協働の推進		

15. 参画機会の充実(第26条関係)

条 文	解 説
(参画機会の充実) 第26条 市の執行機関は、協働に よるまちづくりを進めるため、市 民が自らの意思で主体的にかかわ ることのできる機会の充実を図り ます。	・第26条は、参画機会の充実について定めたものです。 ・参画のための制度としては、各種審議会等の委員の構成における公募委員の制度化や、パブリックコメント、市民ワークショップ、市民の意向を聞くアンケート調査などがあります。 ・協働によるまちづくりをすすめるための手段として、市の執行機関は、効果的な各々の制度を充実し運用することを求めています。

担当課	企画課		関係課	全課			
現状	 ① 合志市パブリック・コメント手続要綱により、市の政策等の企画立案 過程において広く市民に意見を求めています。 ② 市政への提案箱を設置し、市政への提案を募集しています。 ③ 市各種計画の策定については、市民への説明会開催等により、その必要性や計画内容を説明し、参画機会の場として、市民ワークショップ等を開催しています。 ④ 市長とのふれあいミーティングを実施しています。 ⑤ 平成23年11月に「合志市まちづくり事業提案制度要綱」を制定し、参画機会の充実を図りました。 ⑥ スポーツや文化等で活躍している合志市出身者や関係者に委嘱する「ふるさと大使設置要綱」を平成27年7月に制定し、現在、1名を委嘱しました。 						
課題	① 市政への扱 ② 各種説明会					•	
今後の取り組み	① まちづくり事業提案制度の認定により、参画機会の充実を図ります。② ソーシャルメディアなどインターネットを活用し、多くの市民が参画できる機会の充実を図ります。						
	H28	H 29	H30)	H31	H32	
取り組み スケジュール	参画機会の充実						
	特記事項					V	

16. 審議会等への参画(第27条関係)

条 文	解 説
(審議会等への参画) 第27条 市長は、審議会等の委員 を選任する場合は、公平に幅広い 人材が登用されるよう、構成員の 全部又は一部の公募による選任及 び男女の構成にも配慮します。	・第27条は、審議会等への参画について定めたものです。 ・現在でも、市の各種委員会等への委員の選出については、構成する委員の一部を市民からの公募によって選出していますが、ここで、はっきりと明記することによって、公平に幅広い人材が登用されることを求めるものです。 ・構成員の全部又は一部としたのは、委員の全部を公募によって選任することができるとしたついて事門的な委員や必須委員を除く他の委員について事門的な委員や必須委員を除く他の委員について事また、合志市男女共同参画推進行動計画の趣旨にのっより、委員の男女構成にも配慮するよう求めています。

担当課	総務課	関係課	全課					
現状	① 公募…審議会等の委員を選任する場合の公募については、現在も実施しているものも多いが、その審議会等の性質上公募を行なっていないものもあります。 ② 男女比…性別の偏りをなくすよう、合志市男女共同参画まちづくり条例や合志市男女共同参画推進行動計画に基づき、女性の割合が40%以上となることを目標としています。 改選の際に「男女比が6:4以上となるように」と各課等には指示をしています。							
課題	① 公募…公募を行なって りません。 ② 男女比…各種団体の推 届いていない審議会等か	薫等により!						
今後の取り組み	① 公募…各種委員会等における公募委員の指針を作成し、公募を行なっていきます。② 男女比…いわゆる「あて職」により、所属団体の代表などで男性の場合が多く、団体推薦については課題がありますので、その部分については、推薦時に各課等における検討をお願いする予定です。							
	H28 H29	H30) H31	H32				
	公募基準に基づき一定の公募委員数を確保							
取り組み スケジュール	男女共同参画推進行動計画に基づき女性40%を目指す 特記事項							

条 文	解 説
(第 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	・とす・ひにつやなう・助市にい・がを活会体・く個い・ちじち案ィ合をあうるい。「とす・ひにつやなう・助市にい・がを活会体・く個い・ちじち案ィ合をいいいて、な、にら義行財団し、これな、にら義行財団し、これな、にら義行財団し、これな、にら義行財団し、これな、にら義行財団し、これな、にら義行財団し、これな、にら義行財団し、これな、にら義行財団し、これな、にら義行財団し、これな、にら義行財団し、これな、にら義行財団し、これな、にら義行財団し、立れな、にら義行財団し、立れな、にら義行財団し、立れな、にら義行財団し、立れな、にら義行財団し、立れな、にら義行財団し、立たな、、コリ様が一りくの等活っすミをないが語い、コルンのとので、とのにとに考がな自な、このなを集団を立て、方もをういと公体一活コン会にできないにでは、これのは、で、このなを集団を立て、方は立いがないが語し、コルンのとので、とのになって、といどなテテ解るけ市のといったとので、とのにないが語い、コルンのとので、とのにないが語い、コルンのとので、とのにないが語い、コルンのとので、とのにないが語い、コルンのとので、とのにないが語い、コルンのとので、とので、とので、との画が関いに、の合は、で、とが、の合は、で、とが、の合は、で、とが、の合は、で、とが、の合は、ないで、といとので、といとので、といいのとは、が、で、といとので、といいといいとので、といいとので、といいとので、といいといいとので、といいとので、といいとので、といいといいといいといいといいといいといいといいといいといいといいといいといい

担当課	総務課・企画課	関係課	全課
現 状	ソフト・ハード面で支援 ② 区長連絡協議会でコミ り方の検討を開始しまし	を行なって ユニティあり た。 くり事業とし	より積極的に実施されていくよう、います。 います。 り方検討委員会を設立し、今後のあ して旧両町で実施していた地区魅力
課題	公民館方式で異なってい	vます。 ·的な利益や	軍営方法がコミュニティ方式と自治 社会貢献につながる地域活動に対 要があります。

今後の取り組み	① あり方検討委員会の結論に留意しながら、今後のコミュニティ醸成についてどのような方式が適当かを検討していきます。② 地区魅力化事業の後継事業として、新たな支援策を検討し、地域活動への支援を行なっていきます。						
	H28	H 29	H30	H31	H32		
	あり方検討委員会での検討		検討結果の周知・実施				
取り組み スケジュール	地域活動支援:						
	検討		地域活動	助支援策の実施 			
	特記事項						

18. 合志市自治基本条例推進委員会の設置等(第31条関係)

条 文 解 説 (合志市自治基本条例推進委員会の設 ・第31条は、本条例に基づく取り組みの進行管 理を行うため、自治基本条例推進委員会の設置に 置等) 第31条 市長は、附属機関として、 ついて定めています。 ・この条例の目的の達成をめざし、自治の一層の 合志市自治基本条例推進委員会(以 推進を図るため、自治基本条例推進委員会を設置 下「委員会」という。)を設置します。 委員会は、この条例の運用状況を しようという条文です。 ・自治基本条例推進委員会は、常設の委員会で、 確認し、参画及び協働によるまちづ くりに関する基本的事項について調 市長の付属機関のうち調査機関としての役割を 査し、及び審議し、市長に意見を述 持たせるため、主体的かつ自主的にこの条例の運 べることができます。 用状況を確認し、基本的事項について調査・審議 3 委員会は、市民及び自治に関し識 するとともに、自治の推進について市長に意見を 見を有する者によって構成します。 述べることができることとしています。 4 前3項に定めるもののほか、委員 ・自治基本条例推進委員会の委員について、市民 会の組織及び運営に関し必要な事項 及び自治に関し識見を有する者で構成するよう求 めており、その他、自治基本条例推進委員会の組 は、別に定めます。 織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定め ることとしています。

担当課	企画課		関係課				
現状	① 合志市自治基本条例推進委員会条例が平成22年10月1日に施行され、委員選任を行ない、平成23年2月より会議を開催しています。 ② 選任委員は、各団体等からの推薦や公募による委員、市議会議員、市職員、自治に関する専門的知識を有する者の合計20名以内で構成されています。						
課題	① 委員会の所掌事務として、自治基本条例の運用状況を確認し、運用状況や推進の検証等について、調査・審議することとなっており、年2回程度開催しています。限られた時間の会議ですので、検証方法や議題について検討する必要があります。						
今後の取り組み	① 自治基本条例推進アクションプランの進行管理に合わせて、委員会への報告時期、報告に対する委員会の開催スケジュール等を検討し、定期的な検証を行なっていきます。						
	H28	H 29	H30	H31	H32		
取り組み スケジュール	推進アクション プランの策定 定期的な委員会の開催による検証						
	特記事項						

19. 合志市自治基本条例の見直し(第32条関係) 追加案

条 文	解説
(条例の見直し) 第32条 市長は、この条例につい て、委員会の意見を尊重し、必要 に応じて見直すことができます。	・第32条では、本条例の見直しについて定めています。 ・社会や経済情勢の変化など、必要に応じ、市長が条例を見直すことができることを示しています。 ・また条例を見直す際は、自治推進委員会が条例の理念達成に必要な事項や自治の推進について述べた意見を、市長は尊重することを示しています。

担当課	企画課	関係課	全課						
現状	① 合志市自治基本条例推進委員会条例が平成22年10月1日に施行され、委員選任を行ない、平成23年2月より会議を開催しています。② 会議では、自治基本条例の運用状況の確認、推進の検証等の審議は行っているが、条例の見直しについては審議を行っていません。								
課題	① 条例施行より5年が経過し、社会や経済情勢の変化などのほか、一定期間経過後も本市にふさわしいものか検証し、形骸化を防止するため、検証を行い、必要に応じ条文の見直しや追加を行う必要があります。								
今後の取り組み	① 見直しのための目標時期を定め、関係部署での検証を行い、委員会の意見をいただきながら、提言書を作成していきます。								
取り組み スケジュール	H28 H29	H30	O H31	H32					
		での意見集約		提言書作成					
	特記事項			V					

20. 自治基本条例の周知・啓発

担当課	企画課		関係課	全課			
現、状	 ① 市民への条例の周知・啓発事業として、以下の取り組みを行なってきました。 ・説明会開催(随時) ・条例シンポジウムの開催 ・条例啓発パンフレットの作製・配布(市内全戸) ・市広報「こうし」へのシリーズ(7回)掲載 ・市ホームページへの掲載 ② 自治基本条例推進委員会から条例推進に関する意見をいただきました。 						
課題	① 市民の理解度では、名称は周知されていても条例の具体的内容まで理解されている市民は少ない状況です。						
今後の取り組み	① 周知・啓発については、分かりやすい説明方法と繰り返しの啓発が必要であるため、自治基本条例推進委員会からいただいた意見等を参考にし、啓発計画を定めるとともに継続的な啓発を実施していきます。② 条例施行時以降作られていない、新たな周知・啓発用パンフレットを検討していきます。						
	H28	H 29	H30) H31	H32		
取り組み スケジュール	啓発計画の策定特記事項	計画に基づく啓発の実施					